

「1号特定技能外国人支援に関する運用要領-1号特定技能外国人支援計画の基準について-」の一部改正について

令和7年4月1日

「1号特定技能外国人支援に関する運用要領-1号特定技能外国人支援計画の基準について-」について、今般、下記のとおり必要な改正を行いましたので、公表します。

記

赤字が修正部分

通し番号	該当ページ(改正後)	改正箇所	現行	改正
1	P.3	第1 1号特定技能外国人支援計画の基準等 【関係規定】 特定技能基準省令(1号特定技能外国人支援計画の基準)	第4条 法第2条の5第8項の法務省令で定める基準は、次のとおりとする。 一 法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行おうとする外国人に対する職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援の内容が、当該外国人の適正な在留に資するものであって、かつ、特定技能所属機関(契約により他の者に1号特定技能外国人支援の全部の実施を委託した特定技能所属機関を除く。)及び特定技能所属機関から契約により1号特定技能外国人支援の全部又は一部の実施の委託を受けた者において適切に実施することができるものであること。	第4条 法第2条の5第8項の法務省令で定める基準は、次のとおりとする。 一 法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行おうとする外国人に対する職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援の内容が、当該外国人の適正な在留に資するものであって、かつ、特定技能所属機関(契約により他の者に1号特定技能外国人支援の全部の実施を委託した特定技能所属機関を除く。)及び特定技能所属機関から契約により1号特定技能外国人支援の全部又は一部の実施の委託を受けた者において、 地方公共団体が実施する共生社会の実現のための施策を踏まえ、 適切に実施することができるものであること。

2	P.4	<p>第1 1号特定技能外国人支援計画の基準等</p> <p>○3つ目から5つ目</p>	(新設)	<p>○ 特定技能所属機関は、1号特定技能外国人支援計画の作成・実施に当たっては、1号特定技能外国人が活動する事業所の所在地及び住居地が属する地方公共団体が実施する共生社会の実現のために実施する施策（以下「共生施策」という。）を確認し、これを踏まえて作成した1号特定技能外国人支援計画の下、適切に実施しなければなりません。1号特定技能外国人が活動する事業所の所在地及び住居地が属する地方公共団体が異なる場合には、各地方公共団体が実施する共生施策を確認する必要があります（※）。1号特定技能外国人支援計画には、確認した市区町村名、その確認日及び確認方法を記入してください。</p> <p>※ 共生施策の確認は、基本的に地方公共団体（1号特定技能外国人が活動する事業所の所在地及び住居地が属する市区町村）のホームページの閲覧によって行うことを想定しています。</p> <p>○ 地方公共団体が実施する共生施策とは、特定技能所属機関（登録支援機関を含む。）による特定技能外国人の支援に資するものを指します。例えば、各種行政サービス、交通・ゴミ出しのルール、医療・公衆衛生や防災訓練・災害対応、地域イベント・日本語教室等に関する施策等が想定されます。</p> <p>一方で、例えば、訪日外国人旅行者向けの案内等、特定技能外国人支援とは明らかに関係性がないものは、本件取組における共生施策の対象にはなりません。</p> <p>○ 市区町村が実施する共生施策を踏まえた1号特定</p>
---	-----	--	------	--

				<p>技能外国人支援は、1号特定技能外国人支援計画書（参考様式第1-17号）のIV支援内容の自由記入欄に記載してください。</p> <p>例：</p> <ol style="list-style-type: none">① 事前ガイダンスの実施 在留資格認定証明書交付申請前に、入国時のA市の気候、服装、食べ物に関する情報を提供することとしています。② 出入国する際の送迎 公共交通機関を利用して送迎を行うときは、B市が作成した多言語の公共交通マップを提供しています。③ 住宅確保・生活に必要な契約支援 1号特定技能外国人が転居を要望したときは、C市の住宅支援サービスを案内することとしています。④ 生活オリエンテーションの実施 1号特定技能外国人が入国したときは、D市の国際交流協会主催の生活オリエンテーションを案内することとしています。⑤ 公的手続等への同行 必要に応じ、E市の税務課等を案内することとしています。⑥ 日本語学習の機会の提供 1号特定技能外国人から日本語学習について相談があれば、F市の日本語教室を案内することとしています。⑦ 相談・苦情への対応
--	--	--	--	---

				<p>1号特定技能外国人から生活上の相談があれば、G市が運営する相談センターを案内することとしています。</p> <p>⑧ 日本人との交流促進 日本の生活について紹介するため、H市主催の祭りを案内することとしています。</p> <p>⑨ 転職支援 当社の都合により雇用契約を解除する場合、J市が運営する職業安定機関を案内することとしています。</p> <p>⑩ 定期的な面談・行政機関への通報 1号特定技能外国人自らが通報を行いやすくするため、K市役所の窓口の情報を一覧にするなどして、あらかじめ手渡しています。</p>
3	P.13	<p>第2 1号特定技能外国人支援計画の内容等</p> <p>(2) 出入国する際の送迎</p> <p>【留意事項】</p> <p>○3つ目から4つ目</p>	<p>○ 送迎が安全かつ確実に実施できる方法であれば、車両（社用車や自家用車）を利用して支援を実施するほか、鉄道やバス・タクシーなどの公共交通機関を利用して実施することも可能です。</p> <p>ただし、特定技能所属機関から委託を受けた登録支援機関が、車両（社用車や自家用車）を利用して送迎を行う場合については、当該登録支援機関が道路運送法上の必要な許可を受けていなければ、道路運送法違反となる可能性が高いため、公共交通機関を利用してください。なお、道路運送法の手続等については、国土交通省にお問合せください。</p>	<p>○ 送迎が安全かつ確実に実施できる方法であれば、車両（社用車や自家用車）を利用して支援を実施するほか、鉄道やバス・タクシーなどの公共交通機関を利用して実施することも可能です。</p> <p>特定技能所属機関から委託を受けた登録支援機関が、車両（社用車や自家用車）を利用して送迎を行う場合については、生活支援サービスなどとの一体運送（注）を除いて、当該登録支援機関が道路運送法上の必要な許可を受けていなければ、道路運送法違反となる可能性が高いため、公共交通機関を利用してください。なお、道路運送法の手続等については、国土交通省にお問合せください。</p> <p>（注）生活支援サービスなどとの一体運送（※）の例</p>

			<p>○ 1号特定技能外国人が出入国しようとする港又は飛行場と特定技能所属機関の事業所（又は当該外国人の住居）等の間の送迎に要する費用（当該外国人及び同行者の交通費等）は、義務的支援に要する費用として、特定技能所属機関等が負担することとなります。</p>	<p>（入国時）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運送先の受入れ機関内の事務所等で生活オリエンテーションを実施 ・ 登録支援機関の事務所を経由地として、そこで生活オリエンテーションを実施、その後、受入れ機関又は特定技能外国人の自宅への運送 ・ 運送先の特定技能外国人の自宅で生活オリエンテーションを実施 ・ 住宅確保・生活に必要な契約の支援、公的手続等への同行等を行った後に受入れ機関又は特定技能外国人の自宅へ運送 <p>（出国時）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 金融機関の預貯金口座の解約手続等を補助した後の港又は飛行場への運送 ・ 国外転出手続等公的手続を補助した後の港又は飛行場への運送 ・ 港又は飛行場への運送後の航空券等発券手続の補助、保安検査場までの誘導、出国確認手続の留意点等の説明 <p>○ 1号特定技能外国人が出入国しようとする港又は飛行場と特定技能所属機関の事業所（又は当該外国人の住居）等の間の送迎に要する実費（注）は、義務的支援に要する費用として、特定技能所属機関等が負担することとなります。</p> <p>（注）送迎に要する実費の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1号特定技能外国人及び同行者の交通費等 ・ 運送に必要なガソリン代等の燃料代 ・ 道路通行料、駐車場料金、保険料（※）
--	--	--	---	---

				<p>※ 生活支援サービスなどとの一体運送の詳細及び保険料の範囲については、「道路運送法における許可又は登録を要しない運送に関するガイドライン」を参照してください。</p>
4	P.19	<p>(4) 生活オリエンテーションの実施 〔義務的支援〕 【留意事項】 ○4つ目</p>	(新設)	<p>○ 日本での生活を考えている外国人の方や日本に住んでいる外国人の方がより円滑に日本で生活できるよう、日本の生活ルール等を紹介する生活オリエンテーション動画を出入国在留管理庁ホームページに掲載しています。この動画では、生活上のルールや仕事、税金など、日本での生活に必要な基本的な情報やルールを17言語で紹介していますので、生活オリエンテーション実施の際に御活用ください。</p> <p>https://www.moj.go.jp/isa/support/coexistence/04_00078.html</p>
5	P.21	<p>【関係規定】 特定技能基準省令第3条第1項第1号二(1)以下 ○1つ目</p>	<p>○ 情報提供しなければならない事項は、次のとおりです。 (①から⑧ 略) (新設)</p>	<p>○ 情報提供しなければならない事項は、次のとおりです。 (①から⑧ 略) ⑨ 出産・子育てに関する制度 ・ 母子健康手帳の交付、産前産後休業、育児休業等</p>
6	P.22	<p>【関係規定】 特定技能基準省令第3条第1項第1号二(2)及びホ以下 ○1つ目</p>	<p>○ 情報提供しなければならない事項は、次のとおりです。 (①から③ 略) ④その他の行政手続 ・ 自転車防犯登録の方法等(店頭又はインターネットで購入した場合や他人等から譲り受けた場合の登録方法、盗難又は撤去された場合の対</p>	<p>○ 情報提供しなければならない事項は、次のとおりです。 (①から③ 略) ④その他の行政手続 ・ 自転車防犯登録の方法等(店頭又はインターネットで購入した場合や他人等から譲り受けた場合の登録方法、盗難又は撤去された場合の対応)</p>

			応)	・ 妊娠が判明した場合の母子健康手帳の交付手続等
7	P.25	(5) 日本語学習の機会の提供 〔義務的支援〕	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日本語を学習する機会の提供については、次のいずれかによる方法で、かつ、1号特定技能外国人の希望に基づき支援を行う必要があります。 <ul style="list-style-type: none"> ① 就労・生活する地域の日本語教室や日本語教育機関に関する入学案内の情報を提供し、必要に応じて1号特定技能外国人に同行して入学の手続の補助を行うこと (② 略) ③ 1号特定技能外国人との合意の下、特定技能所属機関等が日本語教師と契約して、当該外国人に日本語の講習の機会を提供すること 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日本語を学習する機会の提供については、次のいずれかによる方法で、かつ、1号特定技能外国人の希望に基づき支援を行う必要があります。 <ul style="list-style-type: none"> ① 就労・生活する地域の日本語教室や認定日本語教育機関等に関する入学案内の情報を提供し、必要に応じて1号特定技能外国人に同行して入学の手続の補助を行うこと (② 略) ③ 1号特定技能外国人との合意の下、特定技能所属機関等が登録日本語教員等と契約して、当該外国人に日本語の講習の機会を提供すること
8	P.26	〔任意的支援〕 ○ 1つ目 ・ 3つ目	・ 日本語学習を実施する場合において、特定技能所属機関等の判断により、日本語教室や日本語教育機関の入学金や月謝等の経費、日本語学習教材費、 日本語教師 との契約料等諸経費の全部又は一部を当該機関自ら負担する補助等の学習のための経済的支援を行うこと	・ 日本語学習を実施する場合において、特定技能所属機関等の判断により、日本語教室や 認定 日本語教育機関等の入学金や月謝等の経費、日本語学習教材費、 登録日本語教員等 との契約料等諸経費の全部又は一部を当該機関自ら負担する補助等の学習のための経済的支援を行うこと
9	P.26	【留意事項】 ○ 2つ目	○ 義務的支援として行う、日本語教室や日本語教育機関に関する入学案内の情報提供、日本語学習教材やオンラインの日本語講座に関する情報提供、日本語教室等への入学や利用手続の補助及び 日本語教師 の選定など、各種の支援を行うに当たって要する費用は特定技能所属機関等が負担する必要があります。	○ 義務的支援として行う、日本語教室や 認定 日本語教育機関等に関する入学案内の情報提供、日本語学習教材やオンラインの日本語講座に関する情報提供、日本語教室等への入学や利用手続の補助及び 登録日本語教員等 の選定など、各種の支援を行うに当たって要する費用は特定技能所属機関等が負担する必要があります。

10	P.27	○4つ目	<p>○ 日本語学習教材の提供等の一例として、文化庁国語課の運営する日本語教育コンテンツ共有システム (https://www.nihongo-ews.bunka.go.jp/) を参照してください。</p> <p>文化庁事業により開発されているインターネット等を活用した日本語学習教材（ICT教材）は、上記ウェブサイトに掲載されています。</p>	<p>○ 日本語学習教材の提供等の一例として、機会の提供にあたり、以下のホームページを参考にさせていただくことが可能です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「つながるひろがる にほんごでのくらし」（通称：つなひろ）： https://tsunagarujp.bunka.go.jp/ 日本語教室がない空白地域に暮らし、日本語学習機会がない外国人が独学で習得できる日本語学習コンテンツを公開しています。 ・ 日本語教育機関認定法ポータル： 文部科学大臣の認定を受けた日本語教育機関等の情報が掲載されています。 ・ 日本語能力自己評価ツール にほんごチェック！： https://www.nihongo-check.bunka.go.jp/ 「日本語教育の参照枠」で示されている「全体的な尺度」の6つのレベルで日本語能力を確認することができるツール。 ・ 日本語教育コンテンツ共有システム： https://www.nihongo-ews.bunka.go.jp/ 日本語教育コンテンツの総合情報サイトです。各機関で作成された独自の教材やカリキュラムや「日本語教育の参照枠」や「生活 Can do」の紹介なども掲載され、地域における日本語教育にも役立ちます。
11	P.29	<p>（6）相談又は苦情への対応</p> <p>【留意事項】</p>	<p>○ 相談及び苦情の対応を行った場合、相談記録書（参考様式第5－4号）に記録をしておく必要があります。また、相談及び苦情を受け、関係行政</p>	<p>○ 相談及び苦情の対応を行った場合、相談記録書（参考様式第5－4号）に記録をしておく必要があります。また、相談及び苦情を受け、関係行政機関</p>

		○5つ目	機関への相談又は通報を行ったものについては、当該外国人の支援実施状況に係る届出書（参考様式第3-7号又は第4-3号）に記載する必要があります。	への相談又は通報を行ったものについては、当該外国人の1号特定技能外国人支援計画の実施困難に係る届出書（参考様式第3-7号）又は1号特定技能外国人支援計画の実施における特異事案報告書（参考様式第4-3号）に記載する必要があります。
12	P.31	（8）外国人の責めに帰すべき事由によらないで特定技能雇用契約を解除される場合の転職支援 【留意事項】 ○2つ目	○ 外国人の責めに帰すべき事由によらないで特定技能雇用契約を解除される場合の転職支援を実施した場合、当該外国人の支援実施状況に係る届出書（参考様式第3-7号又は第4-3号）に、転職支援の内容に関する内容を記載しておく必要があります。	○ 外国人の責めに帰すべき事由によらないで特定技能雇用契約を解除される場合の転職支援を実施した場合、当該外国人の1号特定技能外国人支援計画の実施困難に係る届出書（参考様式第3-7号）又は1号特定技能外国人支援計画における特異事案報告書（第4-3号）に、転職支援の内容に関する内容を記載して提出する必要があります。
13	P.32	（9）定期的な面談の実施、行政機関への通報 〔義務的支援〕 ○1つ目から5つ目	○ 特定技能所属機関等は、1号特定技能外国人の労働状況や生活状況を確認するため、当該外国人及びその監督をする立場にある者（直接の上司や雇用先の代表者等）それぞれと定期的（3か月に1回以上）な面談を実施する必要があります。なお、面談は対面により直接話をする必要があり、テレビ電話等で行うことはできません。 (新設)	○ 特定技能所属機関等は、1号特定技能外国人の労働状況や生活状況を確認するため、当該外国人及びその監督をする立場にある者（直接の上司や雇用先の代表者等）それぞれと定期的（3か月に1回以上）な面談を実施する必要があります。 ○ 面談対象者（1号特定技能外国人及びその監督をする立場にある者）が同意している場合は、オンライン会議システムやテレビ電話（面談担当者と面談対象者が互いに表情等を確認しながら会話が可能なシステム）等を活用した面談（以下「オンライン面談」といいます。）を実施することも可能です。 ○ オンライン面談の実施のための特定技能外国人の

				<p>同意については、1号特定技能外国人支援計画書（参考様式第1-17号）の「IV支援内容 9 定期的な面談の実施・行政機関への通報」欄の記載及び末尾の署名欄により確認を行ってください（特定技能外国人の監督をする立場にある者については、任意の様式で同意の確認をして差し支えありません。）。</p> <ul style="list-style-type: none">○ 既に実施中の1号特定技能外国人支援計画に基づく定期的な面談について、オンライン面談を実施する旨の支援計画変更に係る届出は不要ですが、面談対象者の同意を確認した書面については、帳簿書類として保存する必要があります。○ オンライン面談の実施には、次の①から③の内容に留意してください。<ul style="list-style-type: none">① 面談対象者の同意がない場合や（過去に同意をしても）面談対象者が対面による面談を希望した場合には、対面による面談を実施する必要があります。② オンライン面談の様子を録画して一定期間（特定技能雇用契約の終了の日から1年以上）保管し、地方出入国在留管理局から録画記録の閲覧の求めがあれば、これに応じる必要があります。③ オンライン面談の結果、1号特定技能外国人の業務内容、待遇及び保護に関する事項において問題があることが疑われる場合や第三者による面談への介入が疑われる場合には、改めて対面による面談を行う必要があります。
--	--	--	--	---

14	P.34	<p>【留意事項】</p> <p>○ 4つ目から6つ目</p>	<p>○ 「面談」とは、直接に対面して話をすることをいいます。なお、面談を効果的に行うための準備として、質問予定の項目について、あらかじめアンケート等を実施することは差し支えありません。</p> <p>○ 定期的な面談を行った場合、1号特定技能外国人用及び監督者用の定期面談報告書（参考様式第5-5号及び第5-6号）を作成する必要があるほか、支援実施状況に係る届出書を届け出る際にこれらを添付する必要があります。。</p> <p>(新設)</p>	<p>○ 面談を効果的に行うための準備として、質問予定の項目について、あらかじめアンケート等を実施することは差し支えありません。</p> <p>○ 定期的な面談を行った場合、1号特定技能外国人用及び監督者用の定期面談報告書（参考様式第5-5号及び第5-6号）を作成する必要があるほか、面談の結果、問題の認められた報告書については、1号特定技能外国人支援計画の実施困難に係る届出書又は1号特定技能外国人支援計画の実施における特異事案報告書を提出する際にこれらの写しを添付する必要があります。。</p> <p>○ オンライン面談の実施に当たっては、次の①から③を踏まえて実施することが望まれます。</p> <p>① 円滑な支援の実施のためには、面談対象者との信頼関係を構築する必要があることから、受入れ後初めての面談及び面談担当者変更後の初めての面談については、対面による面談を実施することが望まれます。</p> <p>② オンライン面談を活用する場合であっても、1年に1回以上は対面による面談を実施することが望まれます。</p> <p>③ オンライン面談を実施する場合、周囲に面談対象者以外の者がおらず、面談対象者が第三者の影響を受けずに発言していることを確認し、その際には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開始前に面談対象者に部屋全体を映してもら
----	------	---------------------------------	---	--

				<p>い、周囲に人がいないことを確認する。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 開始前に面談対象者がイヤホン等を装着していないこと、別のモニターやマイクがないことを確認する。・ 面談対象者には、正面（カメラ）を向いて話すよう依頼する。・ 不審な点があった場合には、面談実施後に面談対象者に個別に連絡を取り、当時の状況を確認する。 <p>また、面談時に毎回同じ質問を繰り返すのではなく、質問の順番を変える、質問の仕方を変えるなどして面談対象者の様子を確認するなどの方法も適正に面談を実施する方法として効果的です。</p>
--	--	--	--	---